## 発議案第8号

## 「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の 嵩上げ措置の継続」に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書を別紙のとおり 提出する。

平成29年9月28日

提出者	上越市議会議員	波多野		<del></del>	夫
賛成者	同	Щ	田	忠	晴
同	同	本	Щ	正	人
同	同	橋	本	正	幸
同	同	大	島	洋	_
同	同	飯	塚	義	隆

## 「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の 嵩上げ措置の継続」に関する意見書

道路は、地域経済、産業、文化、教育、福祉、医療等あらゆる活動の基盤であるとともに災害時の救援活動や、復旧、復興に欠かせない重要な施設であり、住民の安全・安心を確保することからもその整備・充実が求められています。

本市の面積は973 km²と広大で市道の総延長も2,800 km余りを有することから住民の通勤、通院など日常生活において必要不可欠なものであり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっています。特に国内でも有数の豪雪地帯である本市は、冬期間における交通の安全確保は重要課題となっています。

また、自然災害に対する事前防災・減災対策や既存道路の老朽化対策など新たな 課題にも直面しています。

このような状況下において「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度までの時限措置となっており、この時期での同措置終了は地方財政に大きな負担を生じ、地方創生の実現はもとより自治体運営にも多大な影響を及ぼすこととなります。

よって、国会並びに政府におかれては、道路財特法の規定による補助率等の嵩上 げを平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路関係予算を確保するよう強 く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月28日

上越市議会